

お知らせ

家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があり、取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。制度の適用を受けるためには申告が必要です。

- ▽耐震改修減額
- ▽バリアフリー改修減額
- ▽省エネ改修減額

■申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
 ☎(48)1111(内1109・1110)

住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、税負担を軽減するためがあるため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

■申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
 ☎(48)1111(内1109・1110)

創業支援セミナー 創業塾受講生募集

創業の基礎知識や資金調達、ビジネスプランの立て方などの説明会を開催します。

- 日時**
 (立志編)9月17日(日)午前9時30分～午後5時
 (実践編)9月23日(土・祝)、30日(土)、10月7日(土)午後1時～午後5時

■場所 半田商工会議所

■定員(先着順)
 (立志編)40人(実践編)20人

■対象者 創業を予定している方、創業・経営に興味のある方、創業して間もない方

■受講料(立志編)1,000円
 (実践編)3,000円

■内容 創業の基礎知識とビジネスプランの立て方、創業者に聞く創業体験談、資金調達の制度紹介、経営計画の作成など

■申込期限 9月11日(月)

■申込み方法
 電話または半田商工会議所ホームページから申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先

半田商工会議所
 ☎(21)0311
 FAX(23)4181



▲半田商工会議所ホームページ

甲種防火管理講習(再講習)を開催

300人以上収容できる特定用途防火対象物の防火管理者は、資格取得後最初の4月1日から5年以内ごとに再講習の受講が必要です。

■日時 10月6日(金)午後1時25分～午後4時

■場所 半田消防署3階講堂
 (知多中部広域事務組合消防本部)

■定員 50人(先着順)

■受講料 1,550円

■申込期間 8月28日(月)～9月8日(金)

■申込み方法 申込書(写真添付)に甲種防火管理講習の修了

証の写しを添えてお申し込みください。

※ 申込書は、消防本部予防課で配布しています。知多中部広域事務組合のホームページからダウンロードすることもできます。

※ 郵送での申し込みはできません。

■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部 予防課 ☎(21)1491

救命講習を開催

普通救命講習I(女性限定)

■内容 女性限定の講習
 成人に対する心肺蘇生法、AED取り扱い、止血法

■日時 9月9日(土)午前9時～正午

■場所 半田消防署

上級救命講習

■内容 成人に対する心肺蘇生法、AED取り扱い、止血法、外傷手当、搬送法

■日時 9月23日(土・祝)午前9時～午後6時

■場所 半田消防署

※ 詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部のホームページをご覧ください。



▲消防本部ホームページ

※ 講習の申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。

■申し込み・問い合わせ先

半田消防署救急課
 ☎(21)1492

県営名古屋空港からのお知らせ

お盆期間中は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港へお越しの際は公共交通機関の利用もご検討ください。

■問い合わせ先

名古屋空港総合案内所
 午前7時～午後9時
 ☎0568(28)5633